

(整理番号 731)

大阪地方最低賃金審議会

令和7年度第2回大阪府塗料製造業最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和7年9月24日 (水)
午後2時55分から同4時40分

2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用B会議室

3 出 席 者

公 益を代表する委員	3 名
労働者を代表する委員	3 名
使用者を代表する委員	3 名

4 議 事
大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定について

5 議事要旨

(1) 大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定について審議が行われ、労使から以下の主張がなされた。

- 労働者を代表する委員からは、大阪府の製造業の新規学卒者（高卒）初任給の1時間当たり賃金額、大阪府の製造業の女性短時間（パートタイム）労働者の1時間当たり所定内給与額、本年度大阪府塗料製造業に関する実態調査結果から推計した影響を受ける人件費、労働協約の下限値を踏まえた1,200円の提示があった。
- 使用者を代表する委員からは、物価上昇やトランプ関税などの外的要因の補填を企業が全て担うのは厳しいこと、賃金を上げるためには企業の存続と成長のための投資の財源の確保が必要であること、現行の大阪府最低賃金と大阪府塗料製造業最低賃金との金額差を踏まえた1,183円の提示があった。

(2) 全体協議及び個別協議を重ねた上で、本日の結果を踏まえ、次回継続して審議することとなった。